

简析《侵权责任法》框架下的“环境污染民事责任”

《中华人民共和国侵权责任法》（以下简称“《侵权责任法》”）已于 2009 年 12 月 26 日颁布，将于 2010 年 07 月 01 日施行。该法在第八章中对“环境污染民事责任”进行了专章规定。至此，中国的现行法律已经形成了一个较为完整的环境污染民事责任体系。以下，本文将从民事责任的角度（篇幅关系，不涉及行政责任和刑事责任），以《侵权责任法》的相关规定为框架，对“环境污染民事责任”的相关规定进行梳理和简要分析。

一、“环境污染民事责任”体系的梳理

按照时间先后顺序，律师对涉及“环境民事污染责任”的现行有效的中国法律梳理如下：

序号	法律依据以及相应条文	要点归纳
1	《民法通则》第 124 条 【1987 年 01 月 01 日施行】	在一般法的层面进行概括性规定： ▪ 归责原则：无过错责任（但是，以违法或违规为前提）
2	《环境保护法》第 41 条、第 42 条 【1989 年 12 月 26 日施行】	▪ 归责原则：无过错责任 ▪ 免责事由：不可抗拒的自然灾害，经及时采取合理措施，仍然不能避免 ▪ 诉讼时效：3 年
3	《海洋环境保护法》第 90 条、第 92 条 【2000 年 04 月 01 日施行】	▪ 归责原则：无过错责任 ▪ 免责事由： 1) 完全因第三人故意或过失导致，由第三人承担 2) 不可抗拒的自然灾害、战争和行政管理过失，经及时采取合理措施，仍然不能避免
4	《大气污染防治法》第 62 条、第 63 条 【2000 年 09 月 01 日施行】	▪ 归责原则：无过错责任 ▪ 免责事由：不可抗拒的自然灾害，经及时采取合理措施，仍然不能避免
5	《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》第 4 条第 3 款 【2002 年 04 月	在程序法的层面进行规定： ▪ 举证责任：举证责任倒置（由加害人就法律规定的免责事由及其行为与损害结果之间不

「不法行為法」枠組みにおける「環境汚染の民事責任」を分析する

「中華人民共和国侵權責任法」（以下「不法行為法」という）が 2009 年 12 月 26 日に公布され、2010 年 7 月 1 日から施行される。本法は第八章において「環境汚染の民事責任」について単独の章としての規定を行っている。ここまで、中国の現行の法律は 1 つの相対的に完全な環境汚染民事責任体系を形成してきた。以下、本文では民事責任という視点から（紙面に限りがあることから、行政責任と刑事責任は省略する）、「不法行為法」の関係規定を枠組とし、「環境汚染の民事責任」の関係規定を整理し、簡潔に分析する。

一、「環境汚染の民事責任」体系の整理

時間的前後関係に基づき、筆者は「環境汚染の民事責任」に関する現行の有効な中国法律を次の通り整理する。

番号	法的根拠及び係る条文	要点のまとめ
1	「民法通則」第 124 条 【1987 年 1 月 1 日施行】	一般法の次元から包括的な規定を行った。 ▪ 帰責原理：無過失責任（但し、違法又は規則違反が前提）
2	「環境保守法」第 41 条、第 42 条 【1989 年 12 月 26 日施行】	▪ 帰責原理：無過失責任 ▪ 免責事由：逆らうことのできない自然災害であり、遅滞なく適切な措置を講じても、回避できないとき ▪ 訴訟の時効：3 年
3	「海洋環境保護法」第 90 条、第 92 条 【2000 年 4 月 1 日施行】	▪ 帰責原理：無過失責任 ▪ 免責事由： 1) 完全に第三者の故意又は過失によってもたらされた場合、第三者が負う 2) 逆らうことのできない自然災害、戦争及び行政管理上の過失であり、遅滞なく適切な措置を講じても、回避できないとき
4	「大気汚染防止法」第 62 条、第 63 条 【2000 年 9 月 1 日施行】	▪ 帰責原理：無過失責任 ▪ 免責事由：逆らうことのできない自然災害であり、遅滞なく適切な措置を講じても、回避できないとき
5	「民事訴訟証拠に関する最高人民法院による若干の規定」第 4 条第 3 項	手続法の次元から規定を行った。 ▪ 立証責任：立証責任の転換（加害者が、法律で定める免責事由及びその行

	01 日施行】	存在因果关系承担举证责任；下同)
6	《固体废物污染环境防治法》第 84 条、第 85 条、第 86 条 【2005 年 04 月 01 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 归责原则：无过错责任</li> <li>▪ 举证责任：举证责任倒置</li> </ul>
7	《水污染防治法》第 85 条、第 86 条、第 87 条 【2008 年 06 月 01 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 归责原则：无过错责任</li> <li>▪ 免责事由：不可抗力，受害人故意</li> <li>▪ 减责事由：受害人重大过失</li> <li>▪ 第三人侵权：排污方先行赔偿，再向第三人追偿</li> <li>▪ 举证责任：举证责任倒置</li> </ul>
8	《侵权责任法》第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条 【2010 年 07 月 01 日施行】	在一般法的层面进行概括性规定，详见下文。

	【2002 年 4 月 1 日施行】	為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて立証責任を負うこと。
6	「固形廃棄物環境汚染防止法」第 84 条、第 85 条、第 86 条 【2005 年 4 月 1 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 帰責原理：無過失責任</li> <li>▪ 立証責任：立証責任の転換</li> </ul>
7	「水質汚濁防止法」第 85 条、第 86 条、第 87 条 【2008 年 6 月 1 日施行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 帰責原理：無過失責任</li> <li>▪ 免責事由：不可抗力、被害者の故意</li> <li>▪ 減責事由：被害者の重大な過失</li> <li>▪ 第三者の権利侵害：まずは汚染排出側が賠償し、その後で第三者に償還請求する</li> <li>▪ 立証責任：立証責任の転換</li> </ul>
8	「不法行為法」第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条 【2010 年 7 月 1 日施行】	一般法の次元から包括的な規定を行っており、詳細は下文を参照。

需要指出的是，上述法律规定在效力等级相同的情况下：

- 1) 《侵权责任法》较之其他法律是“新法”。按照“新法优于旧法”的基本法律原则，理论上，在《侵权责任法》和其他法律对同一事项有不同规定时，应优先适用《侵权责任法》；
- 2) 同时，《侵权责任法》较之前述法律中的 2、3、4、6、7 是“一般法”。按照“特别法优于一般法”的基本法律原则，理论上，在《侵权责任法》和其他法律对同一事项有不同规定时，应优先适用其他法律。

## 二、《侵权责任法》确立的“环境污染民事责任”制度

根据《侵权责任法》的规定，对于《侵权责任法》确定的“环境污染民事责任”制度，律师简要概括如下：

事项	具体制度	法条
归责原则	无过错责任（不考虑有无过错，法律规定应当承担民事责任）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 环境污染属于特殊侵权的范畴，其归责原则不同于一般侵权的过错责任（当事人的过错是构成侵权行为的必备要件）。</li> </ul>	第 65 条

なお、上記の法律の規定は効力等級が同じであるという状況において、次の通りであることに注意しなければならない。

- 1) 「不法行為法」はその他の法律と比べた場合の「新法」に該当する。「新法は旧法よりも優先される」という基本的な法原則に基づき、理論上は、「不法行為法」とその他の法律とで同一事項について異なる規定があった場合、「不法行為法」が優先して適用されることになる。
- 2) また、「不法行為法」は前述の法律における 2、3、4、6、7 と比べた場合、「一般法」に該当する。「特別法は一般法よりも優先される」という基本的な法原則に基づき、理論上は、「不法行為法」とその他の法律とで同一事項について異なる規定があった場合、その他の法律が優先して適用されることになる。

## 二、「不法行為法」が確立する「環境汚染の民事责任」制度

「不法行為法」の規定に基づき、「不法行為法」が確立した「環境汚染の民事责任」制度について、筆者は次の通り簡潔にまとめる。

事項	具体的制度	法条
帰責原理	無過失責任（過失のあるなしを問わず、法律で民事責任を負うべきと定めているもの）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 環境汚染は特殊な権利侵害の範疇に該当し、その帰責原理は一般の権利侵害の過失責任とは異なる（当事者の過失が権利侵害行為の必須条件を構成</li> </ul>	第 65 条

	<ul style="list-style-type: none"> <li>与前述法律 1《民法通则》所不同的是,《侵权责任法》中的“无过错责任”并不以违法性为前提条件。</li> <li>与前述法律 2、3、4、6、7 的规定基本一致。</li> </ul>	
举证责任	<p>由污染人就法律规定的不承担责任或者减轻责任的情形及其行为与损害之间不存在因果关系承担举证责任。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>与前述法律相比,进步的是,明确规定了污染人就“减轻责任”进行举证的责任。</li> <li>需要指出的是,即使在举证责任倒置的情况下,被侵权人仍然应对受到环境污染侵害的事实(包括相关政府主管部门出具的监测报告等)和污染人的排放行为等承担举证责任。</li> </ul>	第 66 条
共同侵权	按污染物的种类、排放量等因素(各类可能对污染损害产生影响的因素),确认多个污染人各自的责任大小。	第 67 条
第三人侵权	<p>被侵权人可以向污染人请求赔偿(污染人赔偿后,有权向第三人追偿),也可以向第三人请求赔偿。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>与前述法律相比,进步的是,赋予了被侵权人的选择权。</li> <li>有过错的第三人,才是责任的最终承担者。</li> </ul>	第 68 条
免责和减责事由	<p>免责:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>因受害人故意造成;</li> <li>因第三人原因造成,由第三人承担责任;</li> <li>不可抗力造成;</li> <li>因正当防卫造成;</li> <li>因紧急避险造成,由引起险情发生的人承担责任;</li> <li>因紧急避险造成,危险源于自然原因(有可能需要给予适当补偿)。</li> </ul> <p>减责:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被侵权人存在过错;</li> <li>正当防卫超过必要限度造成(并非纯粹的减责,而是承担适当责任);</li> <li>紧急避险采取措施不当、或者超过必要限度造成(并非纯粹的减责,而是承担适当责任)。</li> </ul>	第三章
责任承担方式	笼统规定了八种责任承担方式:(一)停止侵害;(二)排除妨碍;(三)消除危险;(四)返还财产;(五)恢复原状;(六)赔偿损失;(七)赔礼道歉;(八)	第 15 条

	<p>する)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前述した法律の 1「民法通則」と異なる点は、「不法行為法」における「無過失責任」が必ずしも違法性の前提条件となるわけではないことである。</li> <li>前述した法律の 2、3、4、6、7 の規定と基本的に一致する。</li> </ul>	
立証責任	<p>汚染者が、法律に定める責任を負わず又は責任を軽減する状況及びそのその行為と損害との間に因果関係がないことについて立証責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前述の法律と比べて、進歩している点は、汚染者が「責任の軽減」について立証する責任を明確に定めていることである。</li> <li>注意すべきこととして、立証責任の転換という状況においても、被侵害者は環境汚染の侵害を受けた事実(関係政府主管部门が作成したモニタリングレポート等を含む)及び汚染者の排出行為等について立証責任を負わなければならない。</li> </ul>	第 66 条
権利の共同侵害	汚染物の種類、排出量等の要素(汚染損害発生に影響するおそれのある各種要素)に基づき、複数の汚染者のそれぞれの責任の大きさを確定する。	第 67 条
第三者の権利侵害	<p>被侵害者は汚染者に対し賠償請求することができ(汚染者は賠償後、第三者に対し償還請求することができる)、第三者に対し賠償請求することもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前述した法律と比べた場合、進歩している点は、被侵害者に選択権が与えられたことである。</li> <li>過失のある第三者が、責任の最終負担者である。</li> </ul>	第 68 条
免责及び減責事由	<p>免责:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の故意によるとき。</li> <li>第三者の理由によるものは、第三者が責任を負う。</li> <li>不可抗力によるとき。</li> <li>正当防衛によるとき。</li> <li>危険状況の緊急回避によるものは、危険状況の発生を引き起こした者が責任を負う。</li> <li>危険状況の緊急回避によるものであり、危険の発生源が自然の理由によるとき(相応な補償を与える必要があると思われる)。</li> </ul> <p>減責:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被侵害者に過失が存在するとき。</li> <li>正当防衛が必要な限度を超えたとき(純粋な減責ではなく、相応の責任を負う)。</li> <li>危険状況を緊急に回避するにあたり講じた措置が適切でなく、又は必要な限度を超えたとき(純粋な減責ではなく、相応の責任を負う)。</li> </ul>	第三章
責任負担方式	八種類の責任方式をおおまかに規定した。(一)侵害の停止、(二)妨害の除去、(三)危険性の除去、(四)財産の返還、(五)原状の回復、(六)損失の賠償、(七)謝罪、	第 15 条

<p>消除影响、恢复名誉。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 责任承担的方式，可以单独适用，或合并适用。</li> <li>▪ 环境污染民事责任中，能否全部、或部分适用前述责任承担方式，需结合具体案情进行判断。</li> </ul>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

综上，律师理解，《侵权责任法》从民事一般法的角度对“环境污染民事责任”进行了全面和系统的规范。随着社会环保意识的增强，建议各企业重视环保问题和环保法律制度，及早采取防范措施，降低环境污染方面的侵权风险。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国侵权责任法》

[http://www.gov.cn/jffq/2009-12/26/content\\_1497435.htm](http://www.gov.cn/jffq/2009-12/26/content_1497435.htm)

（里兆律师事务所 2010 年 03 月 26 日整理编写）

<p>(八)影響の除去、名誉の回復。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 責任負担方式は、単独で適用することも、併せて適用することもできる。</li> <li>▪ 環境汚染の民事責任において、すべて又は一部について前述の責任負担方式を適用できるかどうかについては、具体的な案件の状況を見て判断する必要がある。</li> </ul>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

以上から、筆者の認識によれば、「不法行為法」とは、民事の一般法の視点から「環境汚染の民事責任」が全面的且つ系統的に規範に適合するようにしたものである。社会における環境保全意識が強まるなか、各企業は環境保全及び環境保全に関する法制度を重要視し、早急に防止措置を講じ、環境汚染方面での不法行為リスクを抑えるのがよい。

備考：

関係する法令全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和國侵權責任法」

[http://www.gov.cn/jffq/2009-12/26/content\\_1497435.htm](http://www.gov.cn/jffq/2009-12/26/content_1497435.htm)

（里兆法律事務所が 2010 年 3 月 26 日付で作成）